

総合体育館清掃業務仕様書

1. 業務場所

阪南市光陽台1丁目17番24号 阪南市立総合体育館

2. 基本業務

体育館内及び敷地内（以下「体育館内外」という。）の清掃業務は、次に定める内容により服務するものとし、体育館内外の清掃美化を目的として清潔及び衛生の保守に責任を負い、あわせて建物及び付帯設備等の保守維持に当たるものとする。

(1) 日常清掃

施設は常に清潔で及び衛生状況が保たれた状況を確認するものとする。

(2) 定期清掃

3ヶ月に1回（原則として4月・7月・10月・1月の第2火曜日に実施）

(3) ガラス及びブラインド、ガラリ清掃

年1回（原則として12月に実施）

(4) 大・小体育室のフロアワックスがけ

年2回（原則として5月・12月）

(5) トレーニング室・センターホールの高所清掃

年1回（原則として12月に実施）

上記(2)、(3)、(4)、(5)の実施の場合は、担当係と事前に協議すること。

3. サービス内容

(1) 体育館内外の清掃を第一目的とし、あわせて美観あるいは美化の保守増進を図るとともに良好な衛生状態の維持に努めること。

体育館長は、必要に応じて作業員の作業に対して指示できるものとする。

(2) 清掃に要する器具消耗品及び清掃用薬品はすべて負担とし、品質良好なものを用いること。

(3) 指定する場所以外で喫煙、休憩又は火気の使用をしないこと。

(4) 常に細心の注意をもって作業を行い、建物ならびに付帯設備を破損し、あるいは汚損しないこと。

(5) 翌月の予定表を毎月末に、毎月の実績報告書を翌月の3日までに館長に提出のこと。

4. その他の規定

この仕様書に定めない事項及び作業細目に関しては、関係者協議の上、別に定めるものとする。

(1) 日常清掃

作業箇所	作業内容
正面玄関及び玄関	床面の掃き清掃及びモップによる水拭きを適時実施する 玄関ドアその他の乾拭き上げ 玄関ガラス拭き 玄関マットの清掃及び整備 備え付け施設の水拭き又は乾拭き
センターホール及びホール	床面掃き清掃 床面拭き清掃 ごみ箱・灰皿の点検清掃
廊下及び階段	床面掃き清掃 床面拭き清掃
各室（事務所及び大・小体育室、プール用ロッカー室・便所を除く）	床面掃き清掃 ごみ箱・灰皿の点検清掃
便所	便器・洗面器及び流し場は、水及び洗剤を用い入念に清掃し、便器排出口を常に巡視し通りを良好に保つ。 隔壁及び扉は、水拭きをするほか、汚染箇所は洗剤を用い拭き取る。 トイレットペーパー及び石鹼水は、常に補充。 床面水洗い 化粧棚水拭き 鏡面拭き 汚物処理 ごみ箱の点検清掃
シャワー室及びロッカー室	流し場は、水及び洗剤を用い入念に清掃する。 隔壁及びカーテンは、水拭きをするほか、汚染箇所は洗剤を用い拭き取る。 スノコ板面水洗い 化粧棚水拭き 鏡面拭き 汚物処理 ロッカー内点検清掃
観客席・キャットウォーク及びトラック	床面掃き清掃（週1回、原則として毎週月曜日）
体育館周辺	ごみの拾集清掃

(2) 定期清掃

全館の床（事務所、大・小体育室、トレーニング室、キャットウォーク、トラック、ロッカー室、便所を除く）ピータイル部を洗浄、樹脂ワックス（品質良好なもの）塗布清掃（約960㎡）

(3) ガラス及びブラインド、ガラリ清掃

透明ガラス 157㎡

型板ガラス 398㎡

ブラインド 174㎡

ガラリ 146㎡

(4) 大・小体育室のフロアワックスがけ

指定するワックスを使用してモップによる床面の清掃と保護

大体育室 1440.32㎡

小体育室 585.64㎡

(5) トレーニング室・センターホールの高所清掃

高所の蜘蛛の巣等の煤払い清掃